

# 官民競争入札等監理委員会 第50回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第50回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日時:平成21年7月6日(月)15:00~15:55  
場所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 審 議

#### 議題1 実施要項案について

- ・ 農業物価統計調査
- ・ 内水面漁業生産統計調査
- ・ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査(変更)

#### 議題2 公共サービス改革基本方針改定案について

#### 議題3 各府省見直し案に関する今後の進め方について

### 3. 閉 会

#### <出席者>

#### (委 員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、榎谷委員、小林委員、野原委員、  
前原委員、森委員、吉野委員、渡邊委員

#### (事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、山谷  
企画官

落合委員長 それでは、予定の委員はお一人遅れて来られるということですので、それ以外の方は全員おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

我々のこの本委員会も 50 回ということになりました。本日の議題はお手元にありますような 3 つのものがあるということで、3 つ目のものにつきましては、委員同士による率直な話し合いを確保するために、本委員会の規則の第 5 条に基づきまして、会議を非公開ということにさせていただきたいと思います。

それでは、最初の議題であります実施要項案の審議を行いたいと思います。これは農林水産省の「農業物価統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、それから、厚労省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項案、それぞれについてでありますけれども、本委員会で議を行うということにして、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がありませんので、審議の方に入りたいと思います。

これも入札監理小委員会で検討していただいたわけですが、これらを 3 点とりまとめまして、入札監理小委員会の逢見副主査の方から御報告をお願いいたします。

逢見委員 入札小委員会の副主査の逢見でございます。

それでは、まず、農林水産省の農業物価統計調査、資料 1 1 と資料 1 2 を御参照願いたいと思います。

農林水産省所管の農業物価統計調査に係る業務につきましては、平成 21 年 11 月から 2 年 5 か月間の契約により、民間競争入札の落札者により事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針(別表)に定められております。これに基づきまして、農林水産省から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議いたしましたので、その結果を以下のとおり御報告いたします。

まず「1. 質の設定について」でございます。本調査は、調査客体を毎月継続して調査することを原則としておりますが、調査不能になった場合において、農林水産省と役割をどのように分担し、民間事業者が達成すべき質を設定するかという点でございます。

これにつきましては、代替する調査客体の選定は農林水産省が行うことといたしますが、民間事業者は調査客体の代替を必要最小限とすることを達成すべき質として設定し、その状況の報告及び評価を行うようにいたしました。

また、事業実施におきましては、質の達成に向けて、農林水産省と民間事業者の適切かつ十分な連携が必要であることを農林水産省と確認をいたしました。

論点の第 2 は「情報開示について」でございます。本調査は平成 19 年初に職員調査から調査員調査へ移行しておりますが、調査員に関し、その配置や経費について必要かつ十分な情報を開示すべきという点であります。

これにつきましては、調査員調査による経費、これは調査員手当及び旅費支給等でございますが、この詳細を明らかにし、都道府県別の調査員の配置数も参考値として開示するようにいたしました。

引き続きまして、同じく農林水産省所管の内水面漁業生産統計調査でございます。資料 2 1、

2 2を参照願いたいと思います。

農林水産省所管の内水面漁業生産統計調査に係る業務につきましては、平成21年11月から1年10か月間の契約により、民間競争入札の落札者により事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められております。これに基づき、農林水産省から提出された実施要項案を、入札監理小委員会において審議いたしましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

まず「1. 質の設定について」でございます。民間事業者が達成すべき質をどのように設定するか、民間事業者が調査拒否を受けた場合等において、農林水産省はどのように関与するかという点でございます。

これにつきましては、確保すべき質は「調査客体の全てから協力を得られるようにする」と設定しておりますが、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断される場合には、民間事業者は農林水産省に連絡をとり、農林水産省が民間事業者と連携して対応することを確認いたしました。また、事業実施におきまして、質の達成に向けて農林水産省と民間事業者の適切かつ十分な連携が必要であることを、農林水産省と確認をいたしました。

次の論点が「2. 情報開示について」でございます。調査客体からの問い合わせや、調査員が調査拒否を受けた場合の対応に関し、対応件数やその内容について必要かつ十分な情報を開示すべきという点でございます。

これにつきましては、調査客体からの問い合わせ、調査客体への疑義照会に係る月別の対応件数や照会内容、調査員調査拒否を受けた件数やその要因、調査員への指導内容等を明らかにして開示するようにいたしました。

次が、厚生労働省の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設事業所調査でございます。これは調査内容の変更という点でございます。資料3 1と資料3 2でございます。

今年4月2日の監理委員会におきまして、民間競争入札実施要項の付議を行いました社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査に係る業務につきましては、入札手続の結果不落となったため、厚生労働省は再度入札公告に向けた見直しを行いました。

入札監理小委員会では、厚生労働省の見直しに基づいた実施要項修正案について審議を行っておりますので、その結果を報告いたします。

まず「1. 入札の経緯」でございますが、4月22日に入札公告、4月28日に入札説明会をいたしました。そこには12社が参加をいたしまして、うち1社が企画書を提出いたしております。6月4日に総合評価審査委員会を開催し、6月19日に開札いたしました。応札した1社は予定価格を上回り、不落となりました。

厚生労働省におきましては、厚生労働省は複数の民間事業者に対してヒアリングを実施しております。その結果、質の設定や業務の見直しについて意見がありましたので、これらについて実施要項の見直しを行っております。

入札監理小委員会は実施要項修正案について審議し、見直し内容は質の確保とコスト削減の両立に効果的かつ合理的であり、妥当であることを確認いたしました。

なお、再度入札手続を行うために、事業の開始を平成21年8月からとし、契約期間は平成21年

8月から平成24年3月までの2年8か月間ということになります。

以上が入札監理小委員会の審議の結果でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの逢見副主査からの御報告のとおり、本実施要項案につきまして、当委員会として「了承」ということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がありませんので、そのようにさせていただきたいと思いますが、そういたしますと、公共サービス改革法第14条第5項及び7項の規定に基づきまして「付議」されました本実施要項案につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにいたします。

続きまして、その次の議題「公共サービス改革基本方針」の改定案につきまして御審議をお願いしたいと思います。本改定案につきましては、これまで本委員会においても御議論いただいております。その意味で実質的な議論というものは終了していると承知しておりますけれども、政府内の調整を終えた最終案を御確認いただきたいという趣旨でございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

関参事官 それでは、お手元の資料4-1と4-2をごらんいただきたいと思います。資料4-1は今回の基本方針改定の概要でございます。資料4-2が基本方針の別表部分でございます。これまで御審議いただきました内容をほとんど変更なく、政府部内の調整も終了いたしました。

1か所のみ変更がございます。これは2ページでございますが、ただいま実施要項に関連しまして御説明がありました厚生労働省の統計調査のうち、上の方のものでございます。社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査につきまして、従来契約期間は21年6月からとなっておりますが、最初の入札が不落になり、入札し直しとなりましたことに伴いまして、21年度事業からと表現を改めてございます。

それ以外につきましては、変更はございません。以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、本改定案につきまして、本委員会として「了承」ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 よろしいでしょうか。

それでは、御異議がありませんので、公共サービス改革法第7条第6項の規定に基づきまして、内閣総理大臣から付議されました「公共サービス改革基本方針」の改定案につきまして、監理委員会としては「異存はない」ということにいたします。

それでは、最後の「各府省見直し案に関する今後の進め方」の議題になりますが、これは非公開審議ということでありますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者 退室)

以上